

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	地方税及び森林環境税における滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納整理に関する事務
②事務の概要	山武市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・市税等の徴収、滞納処分等を行う滞納整理事務 ・市税等の収納、滞納状況の照会及び確認 ・滞納者の実態調査(財産・預貯金等)照会及び確認 ・転居先不明者の戸籍・住民票等の照会及び確認 番号利用法の別表第二に基づき、市税等の徴収に関する事務について、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報の連携を行う。
③システムの名称	総合滞納管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二の第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 市民部 収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 市民部 収税課 徴収対策係 (0475-80-1151)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	収税課長 小安 恵子	収税課長 高橋 宏和	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	収税課長 高橋 宏和	収税課長 瀧川 浩之	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和3年10月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根	番号法第19条第7号 別表第二の第27項	番号法第19条第8号 別表第二の第27項	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	「行政手続法における」 「・市税の収納」 「市税及び収納に関する事務」	「行政手続における」 「・市税等の収納」 「市税等の徴収に関する事務」	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	「収税課 収税係」	「収税課 徴収対策係」	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年1月31日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	
令和6年1月31日	評価書名	地方税における滞納整理に関する事務	地方税及び森林環境税における滞納整理に関する事務	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報1. -②事務の概要	「山武市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・市税等の収納、滞納状況の照会及び確認 ・滞納者の実態調査(財産・預貯金等)照会及び確認 ・転居先不明者の戸籍・住民票等の照会及び確認」	「山武市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・市税等の徴収、滞納処分等を行う滞納整理事務 ・市税等の収納、滞納状況の照会及び確認 ・滞納者の実態調査(財産・預貯金等)照会及び確認 ・転居先不明者の戸籍・住民票等の照会及び確認」	事後	